

議長（志村 忠昭）

それでは、休憩前に引き続いて一般質問を再開いたしたいと思います。

次に6番、村岡清邦君、一般質問お願い致します。

議員（村岡 清邦）

6番、村岡清邦です。

学校給食センターのことについて質問をいたします。

2011年3月11日に発生した、東日本大震災の津波等の災害が想像を超えるものとなり、今もまだ、2千数百人の方が行方不明であり、18万人の方々が避難所の生活をされていると、つい先日報道がありました。

私は、2年ほど前に陸前高田市へ研修に行かせていただきました。

その時は、津波被害にあった相当広い箇所のかさ上げ工事が大々的に進められていました。

その時から、2年も経過をいたしておりますから、随分と整備が進捗していると思われます。

改めて、犠牲になられた方々や、避難生活を送られている方々に、心からのお悔みとお見舞いを申し上げます。

本町は、海に面する地域もあり、今後30年以内に震度6弱以上の揺れと想定される南海トラフ大地震に見舞われると言われていています。

このことを想像いたしますと、本町においては、津波による災害や地震災害、また、溜池の決壊などの複数の災害を考えなければなりません。

幸いにも、本町は、昨年消防庁舎の落成により、災害時の対応の拠点施設としても活用が出来うること、また、多度津中学校の体育館も落成し、避難所として、さらに災害用品の備蓄のことも含めその機能が拡大し、活用が出来ることとなりました。

さて、今検討が進められている本町の学校給食センターについては、1市2町による統合方式の可能性も含め、公設民営等の検討が進められています。

本町は、検討当初は、単独による運営により2016年事業開始を目指し、検討が急がれるとの認識で進めていましたが、少しずつ遅れ、現在は、2018年事業開始となるまでずれ込んできました。

統合の可能性をさぐる検討となっていることから、本町単独による検討についても、その検討がなされていることと思いますが、現在まで、その報告は見えてきません。

2015年7月29日に開催された、多度津町行財政改革特別委員会の折、町長は、いくつかの課題があるとの答弁をされました。

異物混入を極力抑える体制については、当然のことと思います。

その他のことについては、一部、学校までの所要時間30分のことについて

は、配送車の台数を増加することで解決する旨の説明は、その後あったと記憶いたしております。

2008年、学校給食法が改正されました。実に54年ぶりの大改正です。

施行は、2009年4月1日となっています。

この法律には、学校給食の目標が示されたと聞いております。

また、学校給食法第9条第1項に基づく、学校給食衛生基準も定め、同日施行されています。

先日、運営方式についての検討資料の速報版は、善通寺市と委託契約をしているコンサルタント会社からあったため、その提示がありました。

学校給食法等の改正が、速報版に反映をされているのか、についても研究しなければなりません。

お示しをいただいた速報版によって、運営方式等を検討することについては、十分には出来得ないと考えています。

今後、更に細やかなことについての協議検討が繰り返されることと思いますが、そのなかで、本町の考え方と相違する事柄ができた時、この協議から離脱も考えなければならないと考えます。

可能性をさぐる検討協議会であることから、その可能性が険しいのであれば、早急に検討協議から離脱し、本町単独による検討を急がなければなりません。

先ほど、災害時の拠点と避難所などの拡大充実については触れさせていただきましたが、避難所に避難された方々の支援のことも重要と考えます。

避難所に避難された方々には、様々な支援もありますが、私は、炊き出しのことが気になり頭に浮かんできます。

本町のこれまでの災害時においても、奥白方の池が大雨による決壊の恐れがあるとのことで、避難された地域の方々に、避難所を設け、給食センターの機能を活用し、おむすび等の避難食を届け、貢献されたと聞いております。

当時は、本町による給食センターの運営方式であった事からの結果と言えます。

災害時における避難所の対応としての学校給食センターの役割も見逃すことはできません。

そこで、お尋ねをいたします。

一つ、いくつかの課題についての協議はどのようになっていますか。

一つ、学校給食法の改正の目標とは、何ですか。

一つ、学校給食法第9条第1項に基づく学校給食衛生基準に関係する部分は、速報版に盛り込まれていますか。

一つ、学校給食センターは、災害時の炊き出し支援の拠点として町内に必要

ではないですか。

一つ、これまでも、財政担当課は、国の予算措置を研究され、有利な条件の起債を様々な事業に活用されてきました。

町内での学校給食センターとしたとき、本町の地理的条件等を勘案して、有利な条件の起債の活用の可能性はありませんか。

お答えください。

以上です。

町長（丸尾 幸雄）

村岡議員の「学校給食センター」についてのご質問に対し、答弁をさせていただきます。

まず、1点目の「昨年7月の特別委員会で示された課題についての協議はどうなっているか」でございますが、委員会で申し上げました課題については5点ございます。

まず、1点目の場所については、3つの自治体の中央である善通寺市を想定し、善通寺市が土地の確保を担当すること、2点目は公設公営ではなく公設民営やPFIでの事業を検討していくこと、3点目は、各配送先までの所要時間を30分以内にする、4点目は地産地消を考慮し、善通寺市、琴平町、多度津町の農産物や海産物を活用すること、5点目は異物混入を極力抑える体制をとること、でございました。

今回の学校給食センター整備検討調査業務報告書には、所在地を善通寺市内で仮定し検討した結果、有利な建設運営方法は、1番目がPFIのBTO方式で2番目が公設民営であったと示されております。

また、地産地消につきましては、学校給食業務の運営の合理化についての文部科学省の局長通知で示されているとおり、献立の作成や食材の調達などは委託せず、設置者が直接責任を持って実施すべきものとありますので、多度津町としては地産地消を推進する姿勢に変わりはありません。

異物混入についてと配送時間については議員おっしゃるとおりであります。

2番目の「学校給食法の改正の目標とは何か」でございますが、昭和29年制定の学校給食法は、平成21年4月1日に施行となった改正において、その目的に考慮されていた「国民の食生活の改善に寄与する」といった文言が無くなり「食に関する正しい理解と適切な判断力を養う」といった食育を重視するようになりました。

それに伴って4つあった目標は7つに増えております。

一つ、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。

二つ目、日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を

営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。

三つ、 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。

四つ、食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五つ、食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。

六つ、我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。

七つ、食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

以上の7つが、学校給食法第2条「学校給食の目標」に規定されている目標です。

次に、3番目の「学校給食法に基づく学校給食衛生基準に関する部分は速報版に盛り込まれているのか」でございますが、学校給食法第9条の趣旨を踏まえた、学校給食衛生管理基準による学校給食の衛生管理は、平成21年の文部科学省の局長通知にありますように、それに沿って適切に対応が図られるように、配慮することが求められております。

その改正点は、学校給食の衛生管理はH A C C P（ハサップ）の考え方に基づくとともに、調理等の委託を行う場合も学校給食衛生管理基準の対象となることが明記されたり、新しい施設やシステムの整備が求められるなど、厳しいものになっていますが、当然のことながら、この速報版もその基準に基づいて作成されております。

4番目の「災害時の炊き出し支援の拠点として給食センターが町内に必要ではないか」についてでございますが、非常炊き出しが必要な大災害となれば、給食センターは電気、ガス、水道等は供給されてはいないと思われまので、備蓄品での対応になると考えております。

なお、給食センターが被害を受けず、ライフラインの復旧ができれば、状況によっては活用も考えられると思われま。

最後に、5番目の「給食センターを単独で改築した場合における有利な条件の起債活用の可能性」でございますが、起債については、その時々々の社会情勢で変更がありますが、現制度で活用できる起債についてお答えいたします。

まず、現在の給食センターは、津波浸水想定区域内にあることから、区域外への移転を想定すれば、2種類の起債を活用することができます。

一つ目は、「緊急防災・減災事業債」でございます。移転建築費のうち、移転前の延床面積相当分の70%が交付税措置されるというもので、用地購入が発生した場合も利用できるものであります。

なお、この起債は平成28年度までとなっております。

二つ目は、「防災対策事業債」でございます。

これは、移転建築費のうち、移転前の延床面積相当分の45%が交付税措置されるものでございます。

なお、用地購入が発生した場合も利用できるものであります。

次に、津波浸水区域外への移転をしない場合には、「学校教育施設等整備事業債」を活用することとなります。

これは、国の補助対象経費のうち、国庫支出金が33%、起債の交付税措置が5%で、合わせて38%が最大で措置されるというものでございます。

なお、土地購入については対象外となります。

以上で、村岡議員の「学校給食センター」についてのご質問に対する答弁とさせていただきます。

議員（村岡 清邦）

再質問をさせていただきます。

再質問の順番は、相前後するかもしれませんが、よろしくお願いをしたいと思います。

一つは、配送車両の台数を増加する、このことについては説明をいただいております。

一つ二つ確認をしたいと思います。

はじめに学校教育施設までの配送の終了の時間、また配膳が開始される時間について、最初にお尋ねをしたいと思います。

給食はおおよそ11時に完了しますと、何回かの配送車をもって配送するわけですが、配送が終わる時間、そして給食が始まる時間についてお答えをいただきます。

よろしくお願ひします。

教育課長（岡 敦憲）

配送時間開始と終わる時間という部分という中では、全てを把握はしておりませんが、昼12時には全員帰って食事等々、調理員さん、或いは配送員さんも行っている。

12時までには全てを4園と小中学校に配送終了しておるという状況であります。

議員（村岡 清邦）

今、配送終わるのは12時とお伺いしました。

後、配膳時間ですね、それは学校の休息时间、昼休みの時間が何時から始まるのか、このことを、お聞きをしたわけです。

よろしくをお願いします。

教育長（田尾 勝）

村岡議員の再質問についてお答えしてします。

小学校、中学校で開始の時間は多少違うんです。

それで配膳が始まるのが12時半から12時20分の間だと思います。

また休憩時間、昼休みの時間が1時ぐらいだったと思います。

正確にはまたお答えしたいと思いますが、1時か1時半、その間だったと思います。

以上です。

議員（村岡 清邦）

ありがとうございました。

今、お話をお伺いしました。

12時には職員は給食センターの方にお帰りになっておられる、こういうことでございますので11時に給食が調理をなされまして、その調理も私がお伺いしたところではばらつきがあるそうです。

ただよく煮える食材とか、或いは煮えにくい食材というのがありまして、給食が完了するという時間についてはばらつきがあろうかと思いますが、一応昼休みが13時としまして、その2時間前には給食センターから給食物資が配車をされる、で、2時間以内に摂食をする、こういうことになろうかと思いますが、おおよそですね。

そうしますと、給食センターの職員は12時までには職場に帰っておるわけですから、様々な配送時間は1時間（60分）になると。

1時間の60分でこれまで運営をしてきた中では、60分で配車できたということになろうかと思います。

給食センターは今、2台によって給食の配送を行っておりますから給食センターから出て学校まで行くのに何がしかの時間、それからその学校から給食センターに帰る時間も何がしかの時間、もう一度別の学校に持って行く時間、この3つになろうかと思いますが。

単純に60分を3回で割りますと20分の余裕時間しかありませんよ、こういうことになるのではないかなあという気がします。

配送時間は一番遠いところでも20分で配らなければならない、これももちろん荷物を降ろしたり、或いは積んだりする時間、給食センターから出る時はー

応出発時間ですからかまいません。

ある学校に持って行って降ろす時間、給食センターに帰りますと次は積み荷をしなければなりません。

積み荷をして持っていく、で、違う学校へ持っていくということで単純に言えば3で割って積み荷の時間等も含まれるんですよ、こういうことだろうと想定を致しております。

そうしますと、これはあくまでも仮定なんですけど、今の考え方で配送車両、1市2町でもし運営をしていくということになれば、その配送車両はどのくらい増やさなければならんというような計算になっておったんでしょうか。

ちょっとお伺いをします。

政策企画課長（岡部 登）

ただ今の村岡議員の給食センターについての再質問に対し答弁をさせていただきます。

この配送車両につきましては、今現在の配送時間というのを調べたことがございます。

まず給食センターを出て、それぞれの学校、幼稚園等で給食を食べ終わる時間というのは違っております。

それが最も遅い中学校の給食が終わる時間と一番最初に給食センターを出た時間、それが2時間で収まる必要がございます。

今現在は2台で配送しておりますけれども、豊原小学校に10時50分頃に着くように段取りをしておるそうです。

その車が11時15分頃に多度津幼稚園、多度津小学校に行って、最後11時30分から40分ぐらいに多度津中学校に到着する予定になっておるそうです。

それからもう1台の方は、同じく10時50分頃に四箇小学校、四箇幼稚園に着いて、11時10分頃に豊原幼稚園に着くようになるそうです。

最後11時30分頃に白方幼稚園、白方小学校に着くような配送をするようにしております。

今後その給食センター1市2町の場合でございますが、場所によって距離が変わってまいりますので、配送車両につきましては、こういった喫食基準を満たすような配送車両について手当てすることにしておりまして、今現在何台を想定しておるかということとはございません。

この間の速報版には6台というふうになっておりますが、これにつきましては現在、多度津町が2台、善通寺市が3台、琴平町が1台ございますので、それに基づいて試算した数字だと考えております。

以上であります。

議員（村岡 清邦）

ただ今の答弁はですね、場所がどこになるか分からないから台数の計算もしようもない、こういう答弁だったんですが、私はスタンスは善通寺市内に置くんですよ、こういうスタンスであれば、どこか分かりませんが出発点は善通寺市役所を基点にした内容というようなことを含めて検討すべきでなかったかなというふうに思います。

そうした中での給食配送車の台数の計算もなされるべきであったというふうに思います。

このような多度津町が配送車について台数を増やさなければならんよと、このことについては関係会議の中でそういうご意見をきちっと述べていただけておったのでしょうか。

お尋ねを致します。

政策企画課長（岡部 登）

ただ今のご質問でございますが、1市2町での検討会におきましては、今まで同様そのことについては申し上げております。

議員（村岡 清邦）

もう1点ですね、こんな話もちらっと学校の方にご相談もしながら聞かせていただきました。

それは学校行事との関係でですね、給食時間が極力早くなるということもあるんですよ、こんな話も聞かせていただきました。

例えば学校行事ですから他の4幼稚園とかありますから、4つの小学校が同時に給食の時間が早くなっちゃう、こうした時はどのような対応になるのかなと、ちょっとお聞かせいただけたらと思います。

よろしくお願いします。

教育長（田尾 勝）

村岡議員のご質問にお答えします。

今現在も学校行事で早く給食を始めたいという話がありました。

その際には事前に連絡を取って、急にという話ではなくて事前に連絡を取って早く配送していただくという形で、それが了解できたらしていただくという形で今現在は進めています。

以上です。

議員（村岡 清邦）

それは台数のことの質問を何回かさせていただいておりましたが、そうしたことについても台数を考慮する時には参考になる部分として検討しなければならないでしょというような意味合いの質問だったんですがお答えがありませんでした。

残念ですが、そこで留めておきます、時間もありますので。



多度津町が学校給食法に基づいて、或いは学校給食の管理基準に基づいての速報版が出されています。

このような今答弁がありましたから、その事につきましては後日そうした正式版というんですかね、最終報告書の中にも様々な事柄が多度津町の関係会議の中で集約をされた意見等がなされたものと思っておりますので、その事については、また正式の報告書が出た折に正式に委員会の方にも付託をされると思いますので、その時にしっかりと議論をさせていただきたいと思えますし、もう一つは、目標は何ですか、このような質問をいたしました。

それはですね、5番目、或いは6番目、7番目の目標でありました「我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること」、或いは「食料の生産流通及び消費について正しい理解に導くこと」、まさに地産地消の取り組みがここらあたりに絡んでくるのかなという気がいたしております。

それでこの地産地消の取り組みを各市町はばらばらな対応をしていますが、そのことが1市2町に仮になった時にスムーズにそのことが導入されていかなければならないというふうに思うんですが、そのことについてはどのようにお考えになっておりますか、お尋ねを致します。

教育課長（岡 敦憲）

地産地消等に関するご意見ですけれども、この検討会において村岡議員さんもおっしゃったように多度津町は、或いは善通寺市は、琴平町では、こういった特産品等を使った給食が行われております。

これにつきましては検討会の中で、やはりこれがなくなってしまう部分がありますので、給食の中ではいわゆる特産品、地元の地産地消を使った食材、或いは物の提供についても検討していくべきだという話は出ております。

以上です。

議員（村岡 清邦）

次に、災害時のことを考えますと災害の対策本部をつくりながら、役場の職員の皆さん方もそれに携わりながら、或いは消防本部の職員、消防団の方々、或いは災害の援助者、災害地域の方々を誘導する方、避難所への対応、被害の状況の把握などなど、それぞれの方々がそれぞれの立場で本当に休む間もなく活動することが想定をされるわけです。

それは、私は質問の中では一つ南海トラフ大地震の特定をさせていただいた炊き出しというような質問もさせていただきましたが、先にも質問の時に申しましたように、大雨による災害、河川災害、或いはため池の災害等も想定をされますから、そうした折には炊き出しの必要も可能になってくる、この

ことだろうと思うんです。

そしてまた新しく建てようとする施設が耐震性を備えた施設であるということも踏まえればそこが一つの拠点になるのではないかなというふうにも考えますが、避難者への対応等について多度津町独自でその事ができる、このことの方がより重要になってくるのではないかなあという思いが致しますが、その点についてはどうお考えでしょうか、よろしくお願いします。

総務課長（石原 光弘）

村岡議員ご質問の件でございますが、現在のところ先程質問にありましたように大雨時等々大震災以外の炊き出しについては給食センターを使う考えはございませんで、備蓄品の対応になると思います。

新しく1市2町で統合した給食センターがどういう活用できるかというのは、今後議論の中でそういう

多度津町のみがそういう炊き出し施設として活用できるというような部分も議論の中で織り込めるわとは考えております。

以上でご理解いただけるようよろしくお願いします。

議員（村岡 清邦）

以前には直営方式で対応しておりましたから、多度津町が独自にそうした炊き出しもしながら避難所におられる方々に提供した、こうしたことが住民サービスに非常に貢献してきたというふうに私は思っておりますから、残念ながら民間委託になりますと、そのことが出来得ないというような今答弁だった、お考えもない、非常に残念な言葉でないかなという気が致します。

最後に多度津町が今後ですね、お答えいただきました緊急防災対策事業ですね、それから防災対策債、そうしたことも含めながらまだ時間はありますから、その事をもって進めていくべきであろう、いうふうに私は思っております。

最後に食べるという漢字をよく皆さん見ていただいたらと思うんですが、食べるという字は、人を良くするとこういうことなんですね。

人を良くする給食、食べる力、それは食べる力も培いながら、そして生きる力を育てていただける、このことが学校給食でないかなという思いが致しております。

それは子ども達に生きる力、食べる力を教える教育の一環であるというふうに私は思っておりますから、今後その事に向けて力強く取り組んでいただきますことを、お願いを申し上げまして私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長（志村 忠昭）

これをもって、6番村岡清邦議員の質問を終わりたいと思います。

ちょっと途中になるから、本人の希望もあり午後に回したいと思いますので、これで暫時休憩に入りたいと思います。

再開は1時に再開したいと思いますので、よろしく願いを致したいと思います。以上です。